

だい しょう こうつう  
第 11 章 交通

1 交通ルール

道路は、多くの人や車が通ります。交通ルールを守りましょう。

1-1 歩くとき

(1) 道の歩き方

歩道（人が歩くための道）がない所では、道路の右側を歩きます。

歩道（人が歩くための道）があるときは、歩道を歩きます。

(2) 横断（道を渡る）の方法

道を渡るときは、信号機がある所や横断歩道、横断歩道橋などを渡ります。

(3) 信号の色の意味

・青色 進むことができます。

・黄色／青色がついたり消えたりする。

車は止まります。／人は横断を始めてはいけません。

・赤色 止まります。

・押しボタン式信号機

ボタンを押して、青色に変わったのを見てから横断します。

(4) 踏切の通り方

踏切の手前で立ち止まり、左右の安全を確かめます。

踏切では、警報器の音がしているときや遮断器がおり始めた

ときは、渡ってはいけません。

(5) 夜間に道路を歩くとき

夜、歩くときは、白や黄色などの明るい色の服を着ましょう。

車のライトが当たると光る物を服や靴、かばんに付けて、車を運転する人

から見えるようにしましょう

（人と自転車の道） →

1-2 自転車に乗るとき

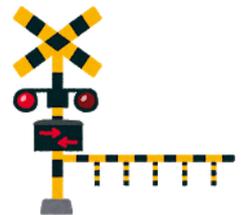
(1) 自転車の通行ルール

自転車は法律では「車」とおなじです。自転車は車道を走ります。（車が走る道の一番左）

人と自転車が通る道では、車が走る道に近い所をゆっくり走ります。

歩いている人の邪魔にならないように自転車を降りたり、止まったりします。

夜は、ライトをつけなければなりません。



2026年4月から自転車のルールが変わります。交通違反をすると反則金というお金を払います。



- ✕ 酒を飲んだときは自転車に乗ってはいけません。
  - ✕ 1台の自転車に2人で乗ってはいけません。
  - ✕ 他の自転車の横に並んで走ってはいけません。
  - ✕ 傘をさしたり、携帯電話を使いながら運転してはいけません。
  - ✕ イヤホンをしながら自転車を運転してはいけません。
- (2) 自転車に乗るときはヘルメットをかぶります。  
大人の自転車に子どもを乗せるときや、子どもが自転車を運転するときは、ヘルメットをかぶります。
- (3) その他のルール  
自転車は「自転車置場」に置きましょう。

## 2 自転車の保険

自転車で事故を起こした時のために「自転車保険」に入りましょう。他の人にけがをさせてしまったときなどに、保険の会社からお金が出ます。



## 3 交通事故のとき

- (1) まず、車や自転車を安全な所に止めます。
- (2) それから、救急車や警察に電話をします。  
けがをした人がいるときは119に電話をかけて、救急車を呼びます。  
けがをした人がいるときも、いないときも110に電話をかけて、警察の人が来るまで待たなければなりません。電話のかけ方は(P35)を見てください。
- (3) 病院へ行きます。  
事故のときに大丈夫と思っても、本当はけがをしているかもしれません。  
病院へ行きましょう。
- (4) 「交通事故証明」という書類をもらいます。  
自転車保険や自動車保険のお金をもらうときなどに、この書類が必要です。  
申請の手続きは、事故の届出をした警察署に聞いてください。

兵庫県三木警察署 ☎0794-82-0110

